

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会 第 17 回 総 会

令和 4 年 1 月 27 日 (木)

名護市農業委員会 第17回総会

開催日時 令和4年月1月27日(木)午後14時00分～

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	比嘉 晴	◎	11番	比嘉 清隆	×	12番	仲原 由香里	○

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第99号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の
 買受適格証明願出書について
 第100号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第102号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第103号 非農地証明願について
 報告 農地法第5条許可の取り消し願いについて
 報告 農地利用配分計画案に関する意見について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 3番と4番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。
 では、これより「第17回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 98 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農振農用地内、面積 386 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はうっちゃん。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 1,099 m²(2 筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 200 日。計画作物はバナナ。譲受人は現在、所有地に砂利土で土地造成中の農地があり、違反転用となっております。事務局としましては違反転用地があることから農地法第 3 条第 2 項 1 号に該当し、不許可相当だと考えます。

整理番号 3 番 農振農用地内 4 筆、農用外 1 筆。面積 4,851 m² (5 筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数 200 日。計画作物はパパイヤ、タンカン、シークワサ。

整理番号 4 番 農振農用地内、面積 3,291 m²(2 筆合計)。規模拡大のための賃借権。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はウコン

整理番号 5 番 農振農用地内、面積 774 m²。規模拡大のための賃貸借。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はウコン

整理番号 6 番 6 筆中 3 筆農用内、残り 3 筆農用外、面積 9,069 m²(6 筆合計)。新規就農のための無償移転。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はパイン、野菜、サトウキビ、バナナとなっております。

議長

事務局としては、整理番号 2 番を除く申請について、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、整理番号 2 番については否決、他の案件については可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 99 号 農地法第 5 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の

買受適格証明願出書について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 918 m²(4 筆合計)。転用目的は競売物件で宅地造成としての転用目的。農地区分は、第 3 種農地 (第 1 種中高層住居専用地域)。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 918 m²(4 筆合計)。転用目的は競売物件で宅地造成としての転用目的。農地区分は、第 3 種農地 (第 1 種中高層住居専用地域)。

整理番号 3 番 農振農用地外、面積 918 m²(4 筆合計)。転用目的は競売物件で宅地造成としての転用目的。農地区分は、第 3 種農地 (第 1 種中高層住居専用地域)。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 100 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 347 m²。当初転用計画は、レストラン。土地を有効利用するため、駐車場へ計画変更。農地区分は、第 3 種 (第 1 種中高層住居専用地域) 5 条申請整理番号 5 番と同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし

第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

事務局

整理番号1番 農振地域外、面積344㎡一般個人住宅での所有権移転。第3種農地（第1種中高層住居専用地域）5条取消ありとなっております

整理番号2番 農用地域外、面積363㎡。一般個人住宅としての所有権移転。農地区分は、第1種農地（10戸連たん）となっております。

整理番号3番 農用地域外、面積1,093㎡。（3筆合計）資材置場での所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）となっております。一団農地は0.9haとなっております。

整理番号4番 農用地域外、面積0.6㎡。看板設置での所有権移転。農地区分は、第3種農地（宅地連たん）となっております。

整理番号5番 農振地域外、面積347㎡。駐車場での所有権移転。農地区分は、第3種農地（第1種中高層住居専用地域）となっており、5条事変整理番号1番と同時申請となっております。

整理番号6番 農用地域外、面積265.21㎡。（2筆合計）一般住宅での所有権移転。農地区分は、第2種農地（市街地近接）一団農地は0.2haとなっております。

整理番号7番 農用地域外、面積2,420㎡。建売住宅での所有権移転。農地区分は第3種農地（4割街区）宅地割合は54%となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 102 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 4 年 1 月 27 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 8 名。譲受人 8 名。設定筆数 9 筆、面積 35,687 m²。内 賃借権 4 筆、使用貸借権 1 筆、所有権移転 4 筆となっています。

事務局 整理番号 10 番のスイレンについて先に補足説明致します。スイレンの栽培について指標がなかった為、熱帯ドリームセンターに問い合わせを行ったところ、当該者との管理方法と相違はありませんでした。よって受人の営農計画については問題ないと考えます。

議長

スイレンの説明については以上となります。

整理番号 1 番～2 番 所有権移転。予定作物は草地。稼働日数は 150 日
整理番号 3 番 所有権移転。予定作物はアレカヤシ。稼働日数は 250 日。

整理番号 4 番 所有権移転。予定作物はハーブ類。農地所有適格法人。
整理番号 5 番～6 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における借受。
整理番号 7 番～8 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における借受。
整理番号 9 番 3 年の使用貸借。予定作物は果樹。稼働日数は 150 日。
整理番号 10 番 5 年の賃借権。予定作物はスイレン。稼働日数は 100 日。

整理番号 11 番 5 年の賃貸借。予定作物はトウガラシ。稼働日数は 250 日。となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員

異議なし。

(第 103 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用地域外、面積 408 m²。当該申請地は傾斜地の中にあり、60 年以上耕作されていない土地で農地としての利用は困難である。

整理番号2番 農用地域外、面積 2.48 m²。当該申請地は隣接住宅の残置となっており、土間打ちされている小面積の土地である。農地としての利用は困難である。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第5条の取り消し願いについて)

事務局 整理番号1番 農用地域外、面積 344 m²。譲受人2名が共有名義に変更する為。5条申請整理番号1番同時申請。

(報告) 農用地利用配分計画案に関する意見について

事務局 整理番号1番～2番 農地中間管理機構が預かる当該農地について、当該者を配分計画案として提出いたします。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第17回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 宮城 正喜 印

署名委員 比嘉 晴 印